

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記 3 - 1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記 3 - 4)、<u>経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記 3 - 5)</u>及び<u>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記 3 - 6)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>	<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記 3 - 1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記 3 - 4)、<u>経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記 3 - 5)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号）</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ产品に対する税率(チリ税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定第 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定めるチリ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p>	<p>3 - 4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ<u>協和</u>国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号）</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ产品に対する税率(チリ税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定めるチリ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第19号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくタイ原産品に対する税率(タイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定めるタイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) タイ協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げるタイ協定第40条に定めるタイ協定原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」という。)に分類されるものとして取り扱うこととし、タイ協定原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix)3に掲げるタイ財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance)が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。</p>	<p>3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第19号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくタイ原産品に対する税率(タイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第45条までの規定において定めるタイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) タイ協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げるタイ協定第40条に定めるタイ協定原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」という。)に分類されるものとして取り扱うこととし、タイ協定原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix)3に掲げるタイ王国財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance)が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
タイ協定原産地証明書の欄	記載内容	タイ協定原産地証明書の欄	記載内容
第7欄 (Number and type of packages;description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country))	熱帯果実ワインにあっては「fermented beverages prepared from (タイ協定附属書1第2節日本国の表関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果実ワインの1以上の原料果実名)」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号 タイの蒸留酒にあっては「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号	第7欄 (Number and type of packages;description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country))	熱帯果実ワインにあっては「fermented beverages prepared from (タイ協定附属書1第2節日本国の表関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果実ワインの1以上の原料果実名)」及びタイ <u>王国</u> 財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号 タイの蒸留酒にあっては「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及びタイ <u>王国</u> 財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号
第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)	第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年 条約第2号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドネシア原産品に対する税率(インドネシア税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定めるインドネシア協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p>	<p>(新規)</p>